

滞納しない 正しい納税

■滞納は真面目な納税者との公平性を欠く行為

村の収入は、税金と手数料・財産収入などの自主財源と、地方交付税や国、県補助金・村債などの依存財源から成り立っています。

納税者が納めた税金は福祉や教育・道路整備をはじめ、村民の皆さまが安心して生活できる環境づくりの原資となる貴重な財源です。充実した行政サービスが行われるよう村税の納期限内納付にご協力をお願いします。

村税の滞納は、村の財政を圧迫し住民サービスに支障をきたすことにもなりかねません。そして何より納期内に税金をきちんと納付していただいている大多数の善良な納税義務者との公平性を欠くこととなります。また、督促状の送付など余分な経費に税金を使うことにもつながります。

このため、村では納付できるのに納付しない悪質な滞納者に対し財産など調査を徹底的に行い、財産の差し押さえを行っています。

■阿蘇が一つにまとまり滞納税徴収に取り組む

本年度も阿蘇管内全ての市町村が一つとなり滞納税を回収するため、滞納者宅の搜索や不動産を

差押公売、預金・給与などの差押など、法的処分を行い滞納税額を減らす取り組みを強化する予定です。

■滞納の延滞利息は高金利

税金を納期限までに納めなかった場合、滞納者の意志に関係なく、年8・9%の利率で延滞金がかかります。これは、銀行などでお金を借りるよりも高い利率です(滞納した税金1万円について1日当たり2・4円の延滞利息が発生します)。

税金を納期限内に納めなかった人には、まず督促状を送付します。督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しなかった場合には、「村は滞納者の財産(給与・預金・不動産・自動車・電化製品・貴金属など)を差押なければならぬ」と地方税法で定められています。

納期限までに納めた人との公平性を図るため、延滞金を含めた滞納税額は強制的に徴収します。この結果、滞納者は経済的な不利益を負うだけではなく、社会的信用も失うことになります。

■滞納は放置せず、事情のある人は必ず相談を

今後も、収入や財産があるのに納めない悪質な滞納者には毅然とした滞納処分を執行します。

また、財産調査で財産が発見できなかった場合は、強制的に滞納者の住居に踏み込み、差し押さえるべき財産を探索「家宅搜索」も行います。

差押えた自動車や電化製品・貴金属などの動産

は、公売会やインターネットオークションなどを活用して売却し滞納税に充てます。

病気や失業、事業の廃止や経営不振など、やむを得ない理由で一時的に税金を納めることが困難な人は、納期限内に税務課に連絡してください。生活状況などを聞き取ったうえで徴収の猶予などを行うことができます。ただし、虚偽の申出や納付計画を守らずに不履行になった場合は、滞納処分の対象になります。

諸事情により納付困難な場合はそのまま放置せず、必ず税務課へ連絡し相談してください。



《滞納処分までの流れ》

督促

納期限までに税金を納めない場合には、納期限から20日以内に「督促状」を発送して、納入の督促をします。督促状が送られた場合、督促手数料100円も併せて納付することになります。

催告

督促を発送しても納付しない場合には、催告書を発送して、納入の催告を行います。

この催告は、指定された日までに納付しなければ、所有財産の差押などの滞納に関する処分を実施するという予告的文書です。

財産調査

他の市町村、税務署、金融機関、勤務先、取引先、滞納者の財産を所有する第三者などに対して、所有する財産調査を法律に基づき行います。滞納者に通知することなく、了解を得ずに行うため、調査により滞納者に不利益が生じても責任は一切負いません。

差押

財産調査で判明した滞納者の財産を滞納者の意志にかかわらず差押さえます。差押を行った場合、滞納者やその利害関係者（会社、金融機関、不動産の抵当権者など）に「差押通知書」を送付します。

※「督促状を発送した日から10日を経過した日までに税金を完納しない場合には、財産を差押なければならない」となっています。

換価

差押えた不動産、動産などは「公売」、給与、預貯金、売掛金などは取立により、差押財産を換価（＝換金）して、滞納している税金に充てる手続きを行います。

毎週水曜日は午後7時まで納税相談を実施しています

毎週水曜日は、日中のお支払いまたはご相談が困難な人のために、税務課窓口で納税相談を受け付けています。

午後7時まで窓口を開けていますので、必ずご連絡の上、ご来庁ください。

（村行事などにより中止になる場合があります。）

〈問い合わせ〉税務課 収納係 TEL (67) 2703

